

広島県告示第八百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にした。

平成二十一年九月三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 解除に係る保安林の所在場所

東広島市鏡山北一五一の二、一五四の二、西条町下見字黄幡一五〇の三、字大楨一三九、

一四〇の二、一四〇の三、一四一の二、一四二の二、御園字字八幡山三二一の二八、三二九の一九

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため